

一、では

(1) 輸入産業の統制及当該産業に於ける最低賃銀の決定等も考慮しうべきも

(2) ニセカリも実現性豊富なる対策としては童工勞働時間、婦々及少年の夜業禁止、週体制約四條約案の即時批准を断行する事は最も適当かつ緊急の対策である。

第二號議案

第十八回国際労働総会議題に対する態度の決定
右については原則として総会に於ける労働團の決定に従ふべきであるが殊べ、(一)労働時間短縮に関する件、(二)失業者扶助方法及失業保険に関する件は現下の最重要問題である失業対策の一なるを以て全面的にこれに賛成を表すべきである。

其他の議題については労働團の決定と相俟つて宣言労働代表一行に於て適切なる態度をとるべきである。

第三號議案

亞細亞労働會議に対する態度の決定

右についてせ第三回執行委員会に於て右の如く決議した、

(1) 菊川房佑代表一行を以てこの問題にアシ支那印度三国側と接

衝する代表者として鈴木次氏の援助に期待する事

(2) 会議地としてはセイロン島コロンボを希望し印度側の都合

によつては壽府に於てなす事

(3) 規約宣言等は確定的のものとせぬ事

然るに最近印度側よりコロンボにて会議を開く事に異議不き旨函電ありたる所以て書記局よりコロンボ南部商会(錫蘭島コロンボ市レクラメイセヨン路ニ、南部慶三氏)へ宛て会

議席場其他の斡旋を依頼する旨電報反手紙を発送した

規約に就ては一九一九年米塗代表渡印し印度側と假協定せる「亞細亞労働會議規約案」中左記要點を日本側意見と

して主張すること

(1) 目的

-7-